

★は感染対策により一部対応が変更となっています。詳細は事務局にお問い合わせください。

目 次

1 はじめに

学生生活ガイドブックについて	1
1年の流れ	2

2 キャンパス案内

キャンパスマップ	3
----------	---

3 施設ガイド

教室

講義室★	5
実習室、実験室等★	5
コンピュータ室・パソコン室★	5
演習室★	6

その他

コミュニケーションケア教育研究センター (ボランティアについて)	6
図書館★	7
国際交流センター	8
学生会館★	8
体育館★	9
福利厚生施設★	9
札幌サテライトオフィス	10
駐輪場・駐車場	10
ラウンジ★	10
売店★	10
食堂★	10
Wi-Fi利用	11
コピー機、印刷機	11
掲示板	12
電気ストーブ・バーベキューセット 扇風機の貸出	12

4 学生証・諸手続き

学生証	13
諸手続き取扱時間	13
証明書の発行	13
こんなときは届出を!	14

5 相談窓口

相談窓口	15
学修で困ったら	15

6 経済支援

学費、納入期限、減免制度	16
奨学金制度	17
地元定着に関する支援	18
実習に対する支援	18
就職活動に対する支援	18
受験対策に対する支援	18
学生活動(ゼミ・サークル等)に対する支援	18

7 保健管理

からだと心の健康★ (健康サポートセンター)	19
健康診断	20
感染症	20

8 就職支援

就職支援	22
------	----

9 学生生活における安全

ハラスメント	23
防犯	25
ブラック・バイト	25
住居トラブル	25
消費者トラブル	26
カルト	27
喫煙・飲酒	27
交通安全	28
救急・災害・火災の対応	29
SNSの利用	30
学生の個人情報の取り扱いについて	30

10 より豊かな学生生活を

アルバイト	31
学生自治会	32
サークル★	32

11 その他

学則	33
校舎平面図	41

学生生活ガイドブックについて

大学の4年間は、その後の自分の生き方、キャリア、あるいは価値観や人生観を決定する非常に重要な時期です。高校までは「生徒」と言いますが、大学からは「学生」です。「生徒」とは「徒に生きる」存在です。言われたことを言わされた通りにこなすことが求められます。しかし、「学生」は「生きることを学ぶ」のです。生きていく上での自ら課題を見つけ、主体的に学んでいく姿勢が必要となります。

本学は、保健・医療・福祉という、「ひと」のより良き生活のための支援に携わる人材を養成する大学です。複数の学科で構成することの利点を活かした連携教育を積極的に行ってています。また、この地域に立脚して半世紀以上の歴史を刻み、地域に開かれた大学として、教育研究活動を通して地域に貢献してきました。さらに、学生個々の関心、志向に配慮した少人数教育を基礎に、豊かな個性と人間性、他者への共感、自主・自立の気概、専門職としての高い実践能力を育むことを目指しています。

みなさんは本学での学生生活をどのように過ごせばいいのでしょうか。講義・演習、実習等を通して専門職としての知識・技術を習得し、高い実践能力を育むことはもちろんですが、ゼミ等での学友や教員との語り合い、サークルの先輩や市民の皆さんとともにを行う課外活動を通して、社会が求める人材へと育つことも必要です。

そして、みなさんは本学の学生の一人であり、地域住民の一人でもあります。一社会人としての義務と責任を自覚し、自立にむけて不断の努力をしなければなりません。みなさんが学生として、地域住民としての権利を有することは言うまでもありませんが、そのためには学生として、地域住民としての最低限のルールやモラルを守り、同じように他者の権利を守ることが必要不可欠です。

名寄市立大学の学生としての自由とモラルを両立させ、皆さんの学生生活が楽しく実り豊かなものになるように心から願っています。

今、ご覧いただいている「学生生活ガイドブック」は、みなさんが安心して自信を持って大学生活に取り組めるための情報を提供するサポートブックです。入学して間もない時はもちろんのこと、大学生活で困ったときなど、折に触れてご覧ください。きっと、解決への手がかりになります。

また、みなさんの学生生活は、時には自分だけで解決できないことに遭遇することがあります。そのようなとき、みなさんの「伴走者」である本学教職員がいつも近くで見守っています。解決に必要な情報提供や相談のための窓口があります。ぜひ活用してください。

1年の流れ

月	行事・休み	学修関係
4	入学式 定期健康診断	前期履修登録・修正
5	学生大会 ※全学生が会員として参加します	
6		
7	大学祭 第1回オープンキャンパス 第2回オープンキャンパス	
8	夏季休業	前期試験
9		前期追再試験 集中講義 後期履修登録・修正
10	第3回オープンキャンパス	
11		
12	冬季休業	集中講義
1		
2		後期試験 後期追再試験
3	卒業式	

名寄市立大学 キャンパスマップ



★ … 7:00～22:00(在校可能時間) ★ … 7:00～21:00(土日祝日は閉鎖) ★ … 7:30～21:00(長期休業中は18:30まで、土日祝日は閉鎖)
★ … 7:00～21:00(土日祝日、長期休業中は閉鎖)

1号館		
	教 室	その他
1F	給食経営管理実習室・実習食堂	学長室、副学長室、事務室 小会議室1・2、警備室
2F	中講義室121 コンピュータ・マルチメディア室	ラウンジ、教員研究室 社会福祉学科助教室
3F		教員研究室、大會議室

2号館

2号館		
	教 室	その他
1F	講義室211、212 介護演習室 臨床栄養実習室 栄養教育実習室 多目的ホール	健康サポートセンター 国際交流センター ラウンジ 学生ロッカーアー(社会福祉学科) 栄養学科助手・助教室
2F	講義室221、222 演習室21～29 食品学共同実験室 実習指導室	学生ラウンジ 調理室 和室 学生ロッカーアー(栄養学科)、教員研究室
3F	講義室231～239 ソーシャルワーク室 栄養学・生化学共同実験室 動物飼育実験室 試薬保管室	栄養学科 社会福祉学科 教員研究室

図書館棟

図書館棟		
	教 室	その他
1F	大講義室 パソコン室	コミニティケア教育研究センター 展示交流スペース、会議室 【館内】プレセントーションスペース グループ学習室A、B、リフレッシュルーム 事務室
2F		表現演習室 音楽室 楽器庫 ピアノ練習室、ピアノレッスン室
3F		小児・母性看護実習室 演習室51～53

※41～47Pに校舎平面図を掲載しています。

3号館 - 南

3号館 - 南		
	教 室	その他
1F	体育館 模擬保育室 調理実習室	就職支援室、就職相談室 学生ロッカー(社会保育学科) 学部長室、教員研究室 警備室、管理室、休養室
2F	講義室321～325 コンピュータ自習室 食品加工実習室 理化学実験室、演習室7・8	学生ラウンジ 教員研究室 看護学科助手・助教室
3F	児童文化演習室、絵画工作室 地域ケア実習室	社会保育学科 教員研究室

学生会館

学生会館		
	教 室	その他
1F	学生ラウンジ・ミーティングルーム1～5	学生ラウンジ・ミーティングルーム6～8(和室)・軽音楽室・同窓会室
2F		

3号館 - 北

3号館 - 北		
	教 室	その他
1F	演習室1	学生ロッカー(看護学科) 会議室、教員研究室
2F	講義室326～328 演習室3～6 標本室	学生ラウンジ 教員研究室
3F	基礎・成人・老年看護実習室	

5号館

5号館		
	教 室	その他
1F		食堂、売店 警備室
2F	表現演習室 音楽室 楽器庫 ピアノ練習室、ピアノレッスン室	
3F	小児・母性看護実習室 演習室51～53	教員研究室

※講師室は掲載していません。

講義室 ★

一般的な授業で使う教室です。利用のルールは次のとおりです。

◆ 平日 9:00 ~ 18:00

授業優先です。ただし、授業等が行われていない時間帯は学習等で自由に利用することができます。他の人のことを考えて、お互いに話し合いの上有効に利用してください。
予約する場合は、2日前までに事務局へ届け出してください。

◆ 上記以外の時間帯で利用する場合

予約が必要です。

予約方法 … 事務局で土日祝日を除いた2日前までに「校舎使用願」を提出してください

◆ 注意事項

- ・機材等を使用する際は、その旨も届け出してください。
- ・飲食可。ただし、火気使用はできません。

実習室、実験室等 ★

講義室同様、授業が優先です。授業等が行われていない時間帯で学生が使用する場合は、管理責任者から承諾をもらい、管理責任者の印鑑を押した「校舎使用願」を事務局で2日前までに提出してください。

※原則として飲食・火気使用はできません。

コンピュータ室・パソコン室 ★

学内にあるパソコンを配置した施設は次のとおりです。パソコンから印刷することが可能ですが。(ポイント制限有) コピー機も設置されています。

場所・名称		利用時間
① 1号館	2F コンピュータ・マルチメディア室	8:00 ~ 22:00
② 3号館-南	2F コンピュータ自習室	
③ 図書館棟	1F パソコン室	8:00 ~ 21:00

※閉室期間は①②は12月31日～1月5日まで、③は土日祝日・長期休業中です。

また、大学祭期間である3日間は②が閉室、大学祭当日は①③が閉室します。

使用上の諸注意

- (1)室内での飲食は厳禁です。絶対に持ち込まないでください。飲食をした学生は利用を制限します。
- (2)機材その他にトラブルが発生した際は、速やかに事務局に申し出してください。

演習室 ★

学習する際、学内に全19室ある「演習室」を使用することができます。優先順位は授業（講義・ゼミ全てを含む）を第一優先とし、以下、学習（国試対策等）・サークル活動の順とします。

(1)利用時間 9:00 ~ 21:20

(2)予約方法

当日朝9時以降に下記に設置してある「演習室予約表」に記入してください。（先着順）

演習室	予約表設置場所	予約可能時間
2号館 2F (9室)	1号館事務局前	
3号館 -南 2F (2室) -北 1F (1室) -北 2F (4室)	3号館管理室前	1日1グループ 90分 ※注 (昼休みは40分 12:20~13:00)
5号館 3F (3室)	5号館管理室前	

※注 次の時間帯になった時に利用者がいない場合は継続して使用することができますが、その都度予約表に記入が必要です。

(3)利用方法

各演習室前に設置してあるボードに「使用中」のプレートを貼り、利用時間・学籍番号・代表者名を記載してください。退出する場合はプレートを「空室」に変更、記載を消してください。

コミュニティケア教育研究センター

コミュニティケア教育研究センター（図書館棟1F）は、名寄市立大学の理念の一つである社会連携・社会貢献の基盤を整備し充実させるとともに、教育-実践-研究の橋渡しにより本学の教育研究活動のさらなる充実を支える組織です。大学と地域の橋渡し拠点として、教育、研究、地域交流の3つを柱として活動しております。

- ・教育 … 地域社会の教育的活用の拠点、知的財産を活用したケア専門職の継続教育の拠点
- ・研究 … 名寄市を中心とした道北地域の課題発見・課題解決に資する研究・先駆的実践活動の拠点
- ・地域交流 … 教職員・学生による地域交流活動等への支援の拠点

ボランティアについて

地域からの依頼を受けたボランティアの情報提供と受付を行っています。学内9か所にあるボランティア掲示板への掲示のほか、メールやSNSでの案内も行っています。



★メールによる案内

学内メールで情報をお知らせします。

登録方法 センターボランティアメール (tiiki@nayoro.ac.jp) まで →
メールしてください。



★SNSによる案内

LINEで情報をお知らせしています。 →

登録方法 QRコードから友だち追加をしてください。



図書館 ★

図書館は大学における教育、研究のための貴重な資料の宝庫です。日々の学習や情報取得、レポート作成などに積極的に利用してください。

開館日・時間	月～土 9:00～21:00 ※短縮開館時 9:00～17:00 ※開館時間および臨時休館等は図書館HPで確認してください。
休館日	日曜、祝日、年末年始 ※臨時休館あり

◆ 入退館の方法 入退館する際は学生証をゲートにかざしてください。

◆ サービスの内容

(1) **館外貸出** 自動貸出機で操作または学生証と図書館資料をカウンターの職員に提出してください。

	図 書	雑 誌	多読教材(リーダー)	視聴覚資料
貸出冊数	10冊(図書と雑誌を含める)		2冊	3点
貸出期間	14日間	7日間	14日間	7日間
貸出予約と延長	○	×	×	×

(2) **リクエスト(貸出予約)**

必要な資料が書架がない場合は、カウンターまたはHPで予約の手続ができます。

(3) **ILL(相互貸借)**

当館に所蔵がない資料や文献は、他館から取り寄せることができます。

(4) **レファレンスサービス**

日常生活や、学習上の様々な課題や疑問解決のための資料探しをサポートします。

(5) **コピー(文献複写)**

研究、学習のために図書館資料の複写が可能です。著作権法により、資料の一部のみを複写する場合に限られています。

※雑誌の最新号は複写できません。

※有料(コピーカードを各自用意してください。)

(6) **視聴覚資料の視聴**

視聴覚資料(DVD等)の視聴ができます。

※館外貸出しできる資料もあります。

(7) **蔵書検索**

ホームページから図書、雑誌、視聴覚資料および研究室などにある資料の蔵書検索ができます。



国際交流センター

国際交流センター（2号館1F）は、本学の学生および教職員と海外大学との交流を推進するうえでその窓口となることを目的として設置されています。皆さんの外国語学習や長期・短期留学の直接・間接的支援や助言などを提供します。これまで主に韓国の姉妹校への長期留学生の派遣や韓国語の短期語学研修などを実施してきました。また、外国の交流協定校などからの学生を受け入れて日本語短期語学研修プログラムを運用してきました。今後、交流校の拡大を推進し、より多くの学生が海外留学や研修を体験する機会を容易にすると共に、外国人留学生の受け入れ体制も充実させていきます。

学生会館 ★

個人やサークル等で学習・交流の場として自由に使用することができます。

利用できる場所		利用方法	備 考
1F	ラウンジ	自由	飲食可
	ミーティングルーム1～5	入口に設置してあるノートに記入	
2F	ミーティングルーム8（和室）	入口に設置してあるカレンダーに記入	飲食可（コンロ使用可）
	軽音楽室	事務局に届出	
	学生自治会・執務室		

※各部屋については学生自治会で管理しています。

※壁に貼ってある利用のルールを守り、正しく使用してください。



体育館 ★

3号館にある体育館は、授業以外にも個人やサークルで使用することができます。

- ・平日9:00～18:00は授業優先です。
- ・平日18:00～22:00は、学生自治会で各サークルに割当しています。

利用方法 上記の時間帯も含め、空いている場合は自由に利用することが可能です。

○予約する場合

事務局へ土日祝日を除いた2日前までに「校舎使用願」を提出してください。

○予約しない場合

体を動かしたい時など、空いていれば予約無しでも使用することは可能です。(器具庫内の物品は使用不可) ただし、予約があればそちらが優先です。利用の際は、他の人のことを考えて、お互いに話し合いの上有効に利用してください。

※冬期間は室温10°C未満になった場合に暖房が入ります。必ず申請が必要ですので、事務局にお申し出ください。

福利厚生施設 ★

学生が自由に使用できる福利厚生施設があります。

◆ 調理室 (2号館2F)

調理台、ガスコンロ、電子レンジ、冷蔵庫が備え付けられています。また、テーブルがあるスペースもありますので、調理後に食事をすることも可能です。清掃は各自で責任をもって行ってください。

利用方法

事務局へ「福利厚生施設使用申請書」を提出してください。

当日は事務局で鍵を受けとり、使用後は「点検表」を事務局または警備室に提出してください。

◆ 和室 (2号館2F)

隣に調理室があることから、食事することも可能です。清掃は各自で責任をもって行ってください。なお、茶道サークルの活動の場でもあることから、くれぐれもサークル物品には触れないよう注意してください。

利用方法

事務局へ土日祝日を除いた2日前までに「校舎使用願」を提出してください。

※学生会館にも和室(ミーティングルーム8)があり、そちらも利用できます。 ※水道、電子レンジ有

◆ 多目的ホール (2号館)

- ・平日 18:00～22:00は、学生自治会で各サークルに割当しています。
- ・ボールの使用はできません。

利用方法

上記の時間帯も含め、空いている場合は自由に利用することができます。

○予約する場合

事務局へ土日祝日を除いた2日前までに「校舎使用願」を提出してください。

○予約しない場合

体を動かしたい時など、空いていれば予約無しでも使用することは可能です。ただし、予約があればそちらが優先です。利用の際は、他の人のことを考えて、お互いに話し合いの上、有効に利用してください。

※冬期間は室温10°C未満になった場合に暖房が入ります。必ず申請が必要ですので、事務局にお申し出ください。

札幌サテライトオフィス

札幌圏における学生活動の利便性を高めるため、自由に利用できるサテライトオフィスを用意しています。利用するためには予約が必要ですので、事務局までお申し出ください。

場 所	札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45 (12F)
利用時間	9:00～21:00 ※年末年始のみ休業

◆ サテライトオフィスの設備

ネット接続可能PC、プリンター、電話、FAX、コインロッカー、Wi-Fi（接続してタブレット・スマホからプリンター使用可能）、長机4台、事務机・イス1組、ミーティング用椅子20脚

駐輪場・駐車場

◆ 駐輪場

※3Pキャンパス案内マップ参照
自転車は必ず学内の駐輪場に止めてください。事故防止のため、冬期間の自転車通学は禁止です。
自転車には反射板を取り付けるなどの安全対策を施し、夜間は必ずライトを点けて運行してください。

◆ 駐車場

車・バイクで通学する学生は、事前に事務局にその旨を届出し、許可を得なければなりません。
駐車する際は、「駐車許可証」が必要です。無い場合は駐車はできませんのでご注意ください。

ラウンジ★

ラウンジは自由に利用することができるスペースです。学習や談話、飲食も可能です。（火気禁止）
Wi-Fiやコピー機を使用することができます。（11P参照）

売 店★

◆ セイコーマート（5号館1F）

営業時間	月～金 8:30～18:30
	※長期休業中 11:00～14:00

※土日祝日は休業

食 堂★

食堂はすべてセルフサービスとなっています。また、大学後援会で費用の一部を助成しており、学生は割引料金で利用することができます。
イベント等で使用することも可能です。

◆ きらきら（5号館1F）

営業時間	月～金 11:00～14:00
※土日祝日、長期休業中は休業	

利用方法

事務局へ土日祝日を除いた2日前までに「校舎使用願」を提出してください。

Wi-Fi 利用

自習時の学習環境の向上のため、学内の次の場所において無線LAN (Wi-Fi) の利用が可能です。接続する場合は事務局で登録申請が必要です。(使用は無料) 一部の動画サイト等はセキュリティの関係上視聴できません。

【利用場所】

1号館	2F ラウンジ、中講義室121
2号館	1F 講義室211・212 2F ラウンジ、講義室221・222、各演習室 3F 講義室231・239
3号館	1F 模擬保育室 2F 各ラウンジ、講義室321～328、各演習室
図書館棟	1F 大講義室、展示・交流スペース 図書館 各階で使用可能
5号館	1F 食堂 2F 音楽室、表現演習室 3F 各演習室、母性・小児看護実習室
学生会館	各部屋で使用可能 (軽音楽室を除く)

コピー機・印刷機

◆ コピー機

コピーをする場合はコピーカードが必要です。カード販売機は1号館1階ロビー、3号館南正面玄関ホールに設置されていますので、各自で購入してください。

【設置場所】

1号館	2F ラウンジ、コンピュータ・マルチメディア室
2号館	2F ラウンジ 3F 廊下(西側階段前)
3号館	2F (南) ラウンジ、コンピュータ自習室 (北) ラウンジ 3F (南) 社会保育学科室
図書館棟	1F パソコン室 1F～3F 図書館各階 ※図書館資料コピーのみ可
5号館	1F 食堂 3F 廊下

◆ 印刷機

有料で印刷機が使用できます。(後日請求) 使用簿に必ず氏名・枚数等を記入してください。授業またはサークル関係で使用する場合に限り、印刷用紙を事務局で支給しています。

【設置場所】

2号館	1F 西側玄関横
3号館 - 北	2F 学生ラウンジ横

掲示板

◆ 各学科掲示版

**【 栄養学科（2号館2F） 看護学科（3号館北2F）
社会福祉学科（2号館1F） 社会保育学科（3号館南1F）】**

原則として、学科ごとに設置している掲示板への掲示により、授業（休講等を含む）・大学行事、その他必要な連絡を行います。教員等による呼び出しも同様です。指定した期間が過ぎた掲示物等は該当の学生に周知したものとして掲示を終了しますので、十分注意してください。

学生は、登校時と帰宅時に必ず所定の掲示板を確認してください

◆ アルバイト掲示板

【 1号館2F 】

本学で定めた「学生のアルバイトに関する取扱い要項」の要件を満たす勤務内容の求人票が掲示しています。

◆ 奨学金・貸付金等掲示板

【 1号館2F 】

自治体や民間団体の奨学金、貸付金の情報を掲示しています。なお、就職にかかる奨学金は就職支援室でも取り扱っています。

◆ サークル掲示板

【 1号館2Fラウンジ、2号館2Fラウンジ、3号館2F 】

各サークルの情報を掲示しています。掲示を希望するサークルは、事務局に許可を得て掲示してください。（受付印が必要です）

◆ ボランティア掲示板

**【 1号館ロビー、コミュニティケア教育研究センター前（図書館1F）、
栄養学科掲示板横（2号館2F）、3号館北 中央階段踊り場（1F～2F）、
社会福祉学科掲示板横（2号館1F）、社会保育学科掲示板対面側（3号館南1F）、
3号館階段踊り場（3号館南2カ所）、5号館1階廊下掲示板 】**

学生ボランティアの情報を専用の掲示板に掲示しています。

※ボランティアの詳細は6Pをご覧ください。

◆ その他掲示板

学内掲示板にポスター等を掲示したい場合は事務局で許可を得てください。（受付印が必要です）

電気ストーブ・バーベキュー・扇風機の貸出

次の物品について貸出を行っています。電気ストーブは冬期間、扇風機は夏期間の学習の際に、バーベキュー・セットは夏期のレクリエーションに利用してください。

電気ストーブ・扇風機	1号館警備室、3号館警備室、5号館警備室で貸出しています。
バーベキュー・セット	コンロ、テーブル、イスを事務局総務課にて貸出しています。 ただし、大学敷地内は火気禁止のため、学外での使用をお願いします。

学生証

学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書です。図書館を利用する時、定期試験等の受験の時にも必要になります。

紛失した際は直ちに届出をし、再発行の申請をしてください。(再発行手数料1,300円)

◆学生証に記載されている6桁の学籍番号の数字の意味は次のとおりです。

504101の場合 → 504-1-01

504 = 令和04年度入学 1 = 学科名 (1=栄養、2=看護、3=社会福祉、4=社会保育)

01 = 個人番号

諸手続き取扱時間

諸手続きは、事務局窓口にて行ってください。

取扱い	時 間	平日 8:45 ~ 17:30
	場 所	1号館1階 事務局窓口

証明書の発行

証明書の発行は次のとおり事務局にて行っています。発行日は、土日祝日を除いた期間です。

証明		発行日
学籍に関する証明書		
	在学証明書	3日後
	卒業見込証明書	3日後
	卒業証明書	3日後 ※卒業後発行
成績に関する証明書		
	成績証明書	3日後
	学力に関する証明書(教免申請用)	3日後
資格に関する証明書		
	栄養士免許取得見込証明書	3日後
	保育士資格取得見込証明書	3日後
	教員免許状取得見込証明書	3日後
	各種資格証取得見込証明書	3日後
人物に関する証明書		
	推薦書・人物調書	申請する場合は事前にご相談ください
その他		
	健康診断証明書※1	3日後
	学割証※2	3日後
	通学証明書	3日後

※1 詳細は20Pに記載しています。

※2 学生運賃割引制度は、就学上の経済的負担を軽減し学校教育の振興に寄与することを目的とした制度です。その発行は、鉄道事業者(JR等)の乗車料金について、原則として次の目的を持つ片道100km以上の旅行に限られています。

①帰省する場合

②正課の教育活動及び大学で認めた正課外の教育活動

③就職・進学等の受験

④大学が就学上適当と認める見学・行事等への参加

⑤傷病の治療、その他就学の支障となる問題の処理

⑥保護者の旅行への随行

こんなときは届出を！

次の事由に該当する場合は、事務局に届出が必要です。

事由	届出	備考
身分異動に関する届出		
住所を変更したとき	住所等変更届	
名前を変更したとき	改姓届	
本籍を変更したとき	本籍変更届	
学費の納付書の送付先や納付時期・回数の変更をするとき	納付書変更申請書	
連帯保証人の住所等について変更のあったとき	連帯保証人住所等変更届	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人改廃届	
学修に関する届出		
忌引き、実習、就職試験などやむを得ない理由で欠席するとき	欠席願	
病気等により試験を受けられず、追試験を受けた場合	追試験願	試験の事前または事後1週間以内
長期にわたり欠席する場合	長期欠席届	
学籍に関する届出		
休学するとき	休学願	休学の期間は1年を超えることができません。ただし、特別な事情がある場合は1年を限度として休学期間を延長することができます。(通算4年まで) 【届出期限】1年または前期のみ…2月末日まで 後期のみ…8月末日まで
退学するとき	退学願	
復学するとき	復学願	
その他の届出		
学生証の再発行をするとき	学生証再交付願	再発行には1,300円かかります。
試験日に学生証を忘れたとき	学生証(仮)交付願	
学生ロッカーチェーンを紛失したとき	学生ロッカーチェーン借用願	
校舎を使用したいとき	校舎使用願	土日祝日を除いた2日前までに申請
校具を使用したいとき	校具使用願	土日祝日を除いた2日前までに申請
サークルを設立するとき	団体設立願	
サークルを継続するとき	団体継続願	
海外へ渡航するとき	海外渡航届	
ケガや熱中症、インフルエンザにより医療機関を受診したとき	事故報告書等	大学後援会で加入している保険が適用になる場合があります。

相談窓口

学生のみなさんの修学や学生生活全般にわたる指導や助言等を行うため、次のとおり学生対応の窓口があります。

相談内容	相談先	詳細ページ
からだと心の相談	健康サポートセンター	19P
ハラスメントの相談	人権擁護委員会	23、24P
就職の相談	就職支援室	22P
学修支援に関する相談 ※障がい学生支援 (診断書が無くても対応可)	健康サポートセンター 事務局(学生課・教務課) 各学科の教員	下記に掲載
その他の相談 ・アルバイト ・住居トラブル ・不審者情報 ・消費者トラブルなど	事務局(学生課学生係)	25、26P

学修で困つたら

「まわりに人がたくさんいる環境が苦手」「耳で聞いた情報を理解することが難しい」など、発達障害や、診断は無くても日常生活に困難をきたしている学生を対象として支援を行っています。

状況を聞き取った後、教職員で構成された「名寄市立大学障害者差別解消推進委員会」で支援の内容を決定します。

●支援の具体例

- ・発達障害 … 着席位置の検討などの修学環境の調整
- ・肢体不自由 … 施設・設備の改善や教室変更

困っていること、
悩んでいることがあれば
お気軽に
ご相談ください



学費、納入期限、減免制度

◆ 学費

区分	授業料	その他納付金※	合計
栄養学科	535,800円	165,000円	700,800円
看護学科		255,000円	790,800円
社会福祉学科		160,000円	695,800円
社会保育学科			

左記の合計金額に、大学後援会費を追加した金額が納める学費の年額となります。

※その他納付金の内訳

区分	施設設備費	教育研究振興費	実験実習活動費	合計
栄養学科	75,000円	50,000円	40,000円	165,000円
看護学科			130,000円	255,000円
社会福祉学科		45,000円	40,000円	160,000円
社会保育学科				

◆ 納入期限

上記の学費を年に2回にわけ、次の期限までに納入していただきます。

- ・前期（4月～9月分） 4月末日まで
- ・後期（10月～3月分） 10月末日まで

◆ 減免制度

下記のいずれかに該当する場合は、学費が減免となります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

(1)日本学生支援機構の給付奨学金の対象者で、第Ⅰ区分～第Ⅲ区分の方の減免後の金額

区分		授業料	その他納付金	減免の内訳
栄養学科	第Ⅰ区分	0円	0円	●第Ⅰ区分…全額
	第Ⅱ区分	178,600円	54,800円	●第Ⅱ区分…3分の2の額
	第Ⅲ区分	357,200円	109,800円	●第Ⅲ区分…3分の1の額
看護学科	第Ⅰ区分	0円	0円	
	第Ⅱ区分	178,600円	84,800円	
	第Ⅲ区分	357,200円	169,800円	
社会福祉学科	第Ⅰ区分	0円	0円	
	第Ⅱ区分	178,600円	53,200円	
	第Ⅲ区分	357,200円	106,600円	
社会保育学科	第Ⅰ区分	0円	0円	
	第Ⅱ区分	178,600円	53,200円	
	第Ⅲ区分	357,200円	106,600円	

(2)学生の扶養義務者が減免を受けようとする年度の前年度の1月1日現在において名寄市住民基本台帳に記録されており、かつ生活の本拠を名寄市に有する場合

その他納付金『施設整備費』	75,000円 → 0円
---------------	--------------

奨学金制度

いずれも人物・学業ともに優れており、経済的理由により修学が困難な学生に対して、本人の申請に基づき選考の上、貸与または給付されるものです。

(1)日本学生支援機構

貸与奨学金

種類	貸与月額
第一種奨学金 (無利子)	自宅通学 2万、3万、4万5千円から選択 自宅外通学 2万、3万、4万、5万1千円から選択 ※令和2年度以降採用の給付奨学金を受ける場合は、金額が減額されます。
第二種奨学金 (有利子)	2万円～12万円から選択
入学時特別増額 貸与(有利子)	入学月の奨学金に次の中から選択した額を総額します。(1回の貸与) 100,000円、200,000円、300,000円、400,000円または500,000円

給付奨学金(令和2年度以降採用)

区分※1	自宅通学	自宅外通学
第一区分	29,200円(33,300円)※2	66,700円
第二区分	19,500円(22,200円)※2	44,500円
第三区分	9,800円(11,100円)※2	22,300円

※1 世帯の所得に応じて区分が分かれます

※2 生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童擁護施設等から通学している人

(2)本学独自の奨学金

① めいだい奨学金

令和元年度に設立された返済不要の奨学金です。申請のあった学生のうち、世帯の総所得金額が426万円(生計維持者の被扶養者が2人以上いるときは、本学生を除く被扶養者1人につき、38万円を乗じた額を加算した額)未満で、各学科各学年で2～4年生は前年度の成績が最も優秀な学生、1年生はその年度の前期の成績が最も優秀な学生それぞれ1名に給付します。(計16名)

金額	月額2万円
期間	1年間

② 災害等一時給付奨学金

大規模な災害などで学生の属する世帯の家屋等に相当の損壊があった場合や主たる生計者が死亡または重度障がいの認定を受けた場合に一時的な給付金を支給します。

金額	10万円
----	------

※申請理由に1件につき給付は1回限り

③ 海外留学等奨学金

海外における留学、語学研修または本学が実施する国際交流事業等に参加する場合に渡航費用や滞在費などの一部を支給します。

金額	対象経費の1/2以内で、上限は5万円
----	--------------------

※本学に在学中1回限り

(3)名寄市立総合病院看護師等学資金

次のとおり学資金の貸与を行っています。詳しくは名寄市立総合病院事務部総務課 (TEL 01654-3-3101)までお問い合わせください。

対象者	看護師等を養成する施設(学校・大学)に在籍し、卒業後に看護師・助産師として名寄市立総合病院に勤務しようとする方
金額	看護師課程に在学し、自宅通学以外の方 ①月額 7万円 ②月額 10万円 ※基本は①となります。卒業前2年間に限り①、②の選択が可能となります。 詳細につきましては上記担当までご連絡ください。
	看護師課程に在学し、自宅通学の方 月額 4万円
	看護師課程に在学し、令和5年3月卒業見込みの方(新規のみ) 月額 12万円 ※R4年度限り
期間	助産師課程に在学している方 月額 10万円
期間	貸与開始年度の4月から卒業の月まで(無利子)

地元定着に対する支援

名寄市内定着の推進を図るため、市内に就業する本学の卒業生に対して支援を行っています。

(1)奨学金返還支援事業

対象者	名寄市内に住民登録があり、卒業の翌年度までに市内事業所に就業し、6か月以上継続して雇用されている卒業生 ※公務員は除く
金額	日本学生支援機構奨学金の返還金の2/3の額(上限月2万円) ※
期間	最長3年間

※本学在学中に貸与を受けたものに限る

(2)地元就業支度金助成事業

対象者	名寄市に住民登録があり、市内事業所に就業する卒業年次生
金額	20万円

実習に対する支援

(1)実習にかかる経費に対する助成

実習にかかる移動費、滞在費について支援を行っています。詳細は事務局にお問い合わせください。

(2)ワクチン接種に対する助成

現場実習に係るワクチン接種費用の助成を行っています。詳細は事務局または健康サポートセンターにお問い合わせください。

就職活動に対する支援

就職活動を行う際に、遠方で活動をするための交通費・宿泊費の一部について後援会が助成を行っています。詳細は事務局までお問い合わせください。

受験対策に対する支援

国家資格の取得に向けた、対策講座受講経費及び模擬試験受験費用等について後援会が助成を行っています。詳細は事務局にお問い合わせください。

学生生活(ゼミ・サークル等)に対する支援

ゼミ・サークル等の活動の際に、交通費や宿泊費用の一部を助成します。詳細は事務局にお問い合わせください。

からだと心の健康

みなさんが健康で楽しくキャンパスライフを送れるよう、本学には『健康サポートセンター』があります。からだや心の健康について、専門の職員が対応します。プライバシーは厳守しますので、困っていること、悩んでいることがあればお気軽にご相談ください。

◆ 概要

場 所	2号館1F 健康サポートセンター ※3号館南1Fの管理室奥にはベッドが整備された「休養室」があります。
開館時間	月～金 9:00～17:00 ※祝日を除く
職 員	医師1名、看護師2名、保健師1名

◆ 対応内容

- 体調不良やケガの対応
- 健康相談、医療機関の紹介
- ダイエットサポート
- 健康診断書の発行
- その他の困りごと、悩みごとの相談



学習や休憩など、自由に過ごせるフリースペースもあります



みなさんは、この他にも様々な悩みを抱えながら生活していませんか？

大学生活での悩みはもちろんのこと、これまで悩んできたことなどもお聞きします。「こんな相談は恥ずかしくて出来ない」と思うかもしれません、悩みを放っておくと、学習意欲が無くなり大学生活にも馴染めず、留年や退学に繋がることもありますので、一日でも早く相談に来てくださいね。相談することで解決することもありますので、どうぞお気軽にお越しください。

健康診断

毎年4月に健康診断を実施しています。日時は掲示でお知らせしますので、必ず全員が受診してください。

項目	1年生				2年生				3年生				4年生			
	栄養	看護	福祉	保育	栄養	看護	福祉	保育	栄養	看護	福祉	保育	栄養	看護	福祉	保育
身長・体重・血圧測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
診察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尿検査	○	○	○	○												
胸部X線間接撮影	○	○	○	○					○				○	○	○	○
結核検査 (IGRA検査)																
抗体検査	B型肝炎	○	○	○	○											
	C型肝炎		○													
	麻疹	○	○	○	○											
	風疹	○	○	○	○											
	水痘	○	○	○	○											
	ムンプス	○	○	○	○											

◆ 健康診断書の発行

大学発行の健康診断書は事務局にて無料で発行しています。

◆ 就活時の健康診断書の発行

上記の項目には含まれていない『視力検査』『色覚検査』『聴力検査』『尿検査』は健康サポートセンターで実施が可能です。希望される方は、健康サポートセンターにご連絡ください。

※健康サポートセンターは診療所として登録されているため、医療機関発行の健康診断書の発行ができます。

感染症

健康診断における検査の結果、抗体価が低く感染の危険があると判断された場合は、医療機関への紹介状を発行しますので、予防接種を受けてください。接種後は、「ワクチン接種確認書」を健康サポートセンターに提出してください。

本学の全ての学生は、保健、医療、福祉施設に実習に出ることから、日本環境感染学会が2014年に公表した「院内感染対策としてのワクチンガイドライン 第2版」に示された基準で抵抗力があるかどうかを判断しています。この基準は一般より厳しい基準となっていますので、中学校や高等学校のとき、第3期、あるいは第4期の麻疹・風疹混合ワクチンを受けている場合でも、再度予防接種を受ける必要がある場合があります。また、実習先によっては、検査データ、予防接種を受けた証明、あるいは予防接種を受けた後の再検査が求められる場合があります。必要と判断された予防接種は、必ず、1~2年生のうちに受けてください。

◆ 予防接種費用の助成があります

麻疹・風疹・MR・水痘・ムンプス・B型肝炎の予防接種の費用は、医療機関の窓口では自己負担で支払ってもらいますが、申請すれば大学後援会から助成を受けることができます。

ワクチン接種確認書は大学ホームページ「付属機関」→「健康サポートセンター」→「感染症対策」からダウンロードできます。

(https://www.nayoro.ac.jp/organization/health_center/kansen/index.html)

◆ 感染症にかかったら

大学は集団生活なので、集団感染にならないように、うつる病気にかかったら、必ず事務局まで電話で届けてください。うつす可能性がなくなるまで、休むことが決められている病気があります（学校保健安全法）。

休むことが決められている病気で欠席となった場合は、「やむを得ない欠席」となり、必要出席日数の判断が配慮される場合があります。証明するための書類（診断書、その他）などは、事務または健康サポートセンターの指示に従って用意してください。また、医療機関を受診した場合は、医師に病名と大学の登校の可否をしっかり確認し、事務局への電話連絡では正確に伝えてください。

学校保健安全法 および 日本医師会の勧告

分類	特徴	感染症	出席停止期間
第一種	発生は稀だが重大	ウイルス出血熱、ポリオ、ジフテリア、SARS、インフルエンザ（H5N1）、コロナウイルス	治るまで
第二種 飛沫・飛沫核感染で流行拡大のおそれがある		インフルエンザ	発病後5日経過し、解熱後2日経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するか、適正な抗生素治療5日間の終了まで
		麻疹（はしか）	解熱後3日まで
		風疹（三日はしか）	発疹消失まで
		流行性耳下腺炎（おたふく）	唾液腺腫脹後5日を経過し、全身状態改善まで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がカサブタになるまで
		咽頭結膜熱	症状が治まって2日経つまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	飛沫感染ではないが流行拡大の可能性	コレラ、細菌性赤痢、O-157など、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師が伝染の危険がないと判断するまで
	その他： 飛沫感染もある	マイコプラズマ肺炎、溶血性連鎖球菌感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなど）など	医師が伝染の危険がないと判断するまで
	その他	手足口病、伝染性赤斑、ヘルパンギーナ、みずいばなど	出席停止の必要はない

インフルエンザのようにワクチンで防ぐことができる病気は、早めにワクチンを打っておきましょう。

就職支援

◆ 本学のキャリア支援

本学は、地域のなかで育まれた豊かな人間性を基盤とし、専門職としての高い実践力と生涯を通じた自己研鑽力の涵養を教育の目標としています。その教育そのものがキャリア支援であるとも言えますが、さらに入学後早期から就職・進路に関するガイダンスや講座等によりキャリア・デザインの意識化を図り、各学科の特性や年次や学修の進行にそったキャリア支援を行っています。

1年次
人生観、職業観を育てるための支援を行います。入学早期からガイダンス等を実施します。
2年次
学生一人ひとりのキャリア・デザインを支援します。適性検査や進路希望調査、就職の基本に関するガイダンスや職域別ガイダンスなどを実施します。
3年次
具体的な進路の決定、就職活動の準備・開始を支援します。進路希望調査、職域別ガイダンス、各種講座、就職活動の方法についてのガイダンス、個別面談等を実施します。
4年次
就職活動、資格取得を支援します。ガイダンス、各種講座、公務員模擬試験、国家試験模擬試験、国家試験対策講座、個別面談等を実施します。

◆ 就職に関わる相談

(1)就職支援室

就職支援相談員が常駐し、以下のような就職に関わる相談を受けています。求人票、関連図書等の閲覧も自由にできます。

- 求人票の閲覧等、就職情報に関する相談
- 履歴書、エントリーシート記載に関する相談
- 面接の練習等、就職試験の準備に関する相談
- その他、キャリア形成・就職活動に関する相談

場 所	3号館南1階
利用時間	月～金 8:45～18:30 ※祝日を除く

(2)キャリア支援センター委員・各学科就職進路委員

ガイダンス等で担当する教員が紹介されます。担当教員への相談方法等については各学科で問い合わせてください。

ハラスメント

本学は、すべての人が人権侵害や勉学上および生活上不当な不利益を受けることなく、身体的にも心理的にも安全で快適な環境において学び、研究・教育し、働くことができる大学を目指しています。

●ハラスメントとは

日常生活上のさまざまな人間関係において行われ、当事者にとってその尊厳が損なわれ、不快となる言動をハラスメントといいます。特別な関係だけでなく、日常のありふれた関係のなかで起こります。誰でも被害者にも加害者にもなり得るのです。

●セクシャル・ハラスメント

性的な言動により相手に苦痛や不利益を与えることを言います。男性から女性だけでなく、女性から男性、同性間でも起こります。

例

- ・所属するゼミの担当教員は男性で、学生も私以外は全員男性。ゼミの休憩時間はよく性的な話題で盛り上がる。ゼミでの学習は有意義だが、休憩時間が苦痛で嫌になる。
- ・授業担当の教員からメールでたびたび二人だけでの食事の誘いがあり、いろいろと理由をつけて断っているが、全く察してくれない。また、SNSの連絡先交換の要求もしつこい。

●アカデミック・ハラスメント

教育や研究の活動において、立場を利用した言動により相手に苦痛や不利益を与えることを言います。

例

- ・少人数指導の場で、指導内容とは直接関係なく自分の能力や人格を否定する発言をされるが、成績が悪いのも事実なので言い返せない。
- ・「単位を出さない」「進級・卒業させない」と毎日のように繰り返し言われて、さすがに苦痛だ。

●パワー・ハラスメント

職務において、立場を利用した言動により相手に苦痛や不利益を与えることを言います。

例

- ・居酒屋でアルバイトをしていて、大学で禁止している時間に働くことを強要されるが断れない。
- ・実習が忙しく、店長にアルバイトを辞めたいと申し出たが、辞めるなら代わりの人を連れてこいと言われ、辞められない。

この他にも、アルコール・ハラスメント、モラル・ハラスメント、就職活動に関わるハラスメントなどもあります。

●ハラスメントを防ぐ

ハラスメントの可能性を指摘すると、「そんなつもりなかったのに…」と言われることがよくあります。ほとんどのハラスメントは、するつもりがないのに起きてしまっています。

日頃から人権について考え、互いを尊重し合い、相手が不快に感じる言動は繰り返さないようにしましょう。自らの不用意な言動に気づかないこともあります。互いに感じたことを率直に伝えあえる関係や環境をつくっていきましょう。

●加害者にならない

自分は何とも思わないことでも、人によって受けとめ方は違います。相手から拒否や不快の意思表示がないから大丈夫と思わず、相手の気持ちを考え、尊重しましょう。

自分がしていることについて、自分や自分の大切な人がされたとしたらどう感じるか、あるいは、自分の大切な人がそれを見ても同じことができるか、考えてみましょう。

●ハラスメントかも…と思ったら

自分がハラスメントを受けているかもと思ったら、可能であれば不快であると意思表示し、相手との距離をとりましょう。でも、それができないこともあります。そのときは、自分が感じていることを否定せず、まずは信頼できる人に話してみましょう。

身近な人がハラスメントを受けているかもと思ったら、声をかけてみてください。自分のことを気にかけてくれる人がいることが支えになることもあります。

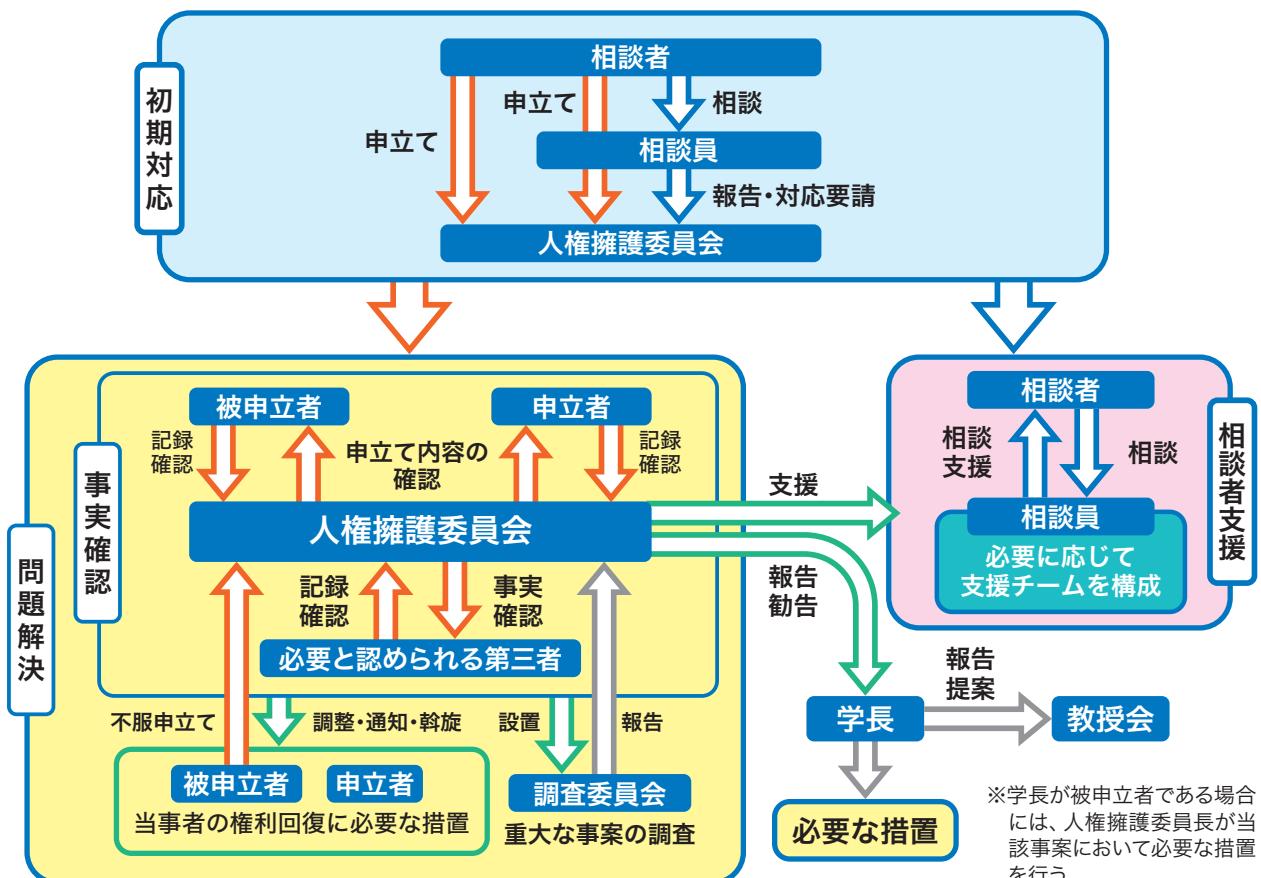
身近な人からハラスメントに関する相談を受けたら、話をよく聴き、人権相談員等への相談を勧めてみましょう。一緒に相談に行く、代わりに相談することもできます。

●本学のハラスメント相談窓口

本学では、ハラスメントに関する相談窓口として人権相談員をおいています。また、ハラスメントに関する問題解決を行うために人権擁護委員会があります。ハラスメントであると確信が持てないこともあります。相談者を尊重して相談、問題解決にあたります。秘密は厳守されますので、安心して相談してください。

詳しくは、人権擁護とハラスメント防止に関するリーフレットや学内掲示を確認してください。

ハラスメントに関する相談と対応のプロセス



防犯

- ・窃盗の被害に遭わないためにも、窓やドアの施錠を徹底しましょう。
- ・性犯罪の被害に遭わないよう、室内にいる時も鍵はかけましょう。
- ・万が一のために防犯ブザーを携帯しましょう。 ※1号館、3号館警備室にて貸出しています。

実際にあった ケース	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋で寝ていたら、部屋の窓を外からライトで照らされた ・外を歩いていたら男に車から声を掛けられ、後を追いかけられコンビニに逃げ込んだ
---------------	--

不審者を見かけたらor被害にあったら すぐに110番!

- 警察がすぐ現場に駆け付け、周辺を見回りしてくれます。
- 不審者が近くにいる可能性があります。すみやかに連絡を!
- 事務局学生課にも報告してください。

ブラック・バイト

アルバイトにも関わらず正社員並みに働かせる、シフトを一方的に決められることにより学業に支障をきたす、といったケースが増えてきています。困ったら事務局学生課までご相談ください。

実際にあった ケース	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休暇中に休みがもらえず、実家に帰れない ・バイトを辞めたくても人手が足りないという理由で辞めさせてくれない
---------------	---



住居トラブル

住んでいるアパート・マンションでもトラブルが発生することがあります。困ったときは、事務局学生課または名寄市消費生活センター（TEL01654-2-3575）までご相談ください。

実際にあった ケース	<ul style="list-style-type: none"> ・虫が大量に出たので困っていると伝えたがなかなか対処してくれない ・大家に退去を申し出たら、契約期間中に引っ越ししされては困ると言われ、退去ができない ・退去の際に高額な修理費用を請求された
---------------	---

お部屋は「借りもの」です。大切に使いましょう

消費者トラブル

訪問販売、電話やネット上での悪質な商法が横行しています。インターフォンが鳴っても不用意にドアを開けない、契約前に家族に相談するなど、被害にあわないように注意しましょう。

また、高額な商品を購入してしまったなど、商品購入後に悩むようなことがありましたら、すみやかに下記の相談機関に相談しましょう。

名寄市で 実際にあった ケース	①新聞の勧誘でお米や洗剤、タオルなどの景品を渡され、断り切れずに契約してしまった。 ②「ダイエットサプリが今なら送料のみで購入できます」というSNSの広告を見て注文したところ、実際は定期契約で高額請求されてしまった。スマホの注文画面を確認すると小さい文字で定期購入について記載されていた。 ③友人からの紹介で高額な商品を購入したが、購入したことを後悔している。周りから聞くと紹介した友人は業者から紹介料が支払われていたようだ。
--------------------------------	---

●クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売等、特定の方法で契約した場合に、申込みや契約をした後でも、一定の条件を満たせば契約をやめることができる制度です。もし商品の購入で悩むようなことがあれば一人で抱え込まずにすみやかに相談しましょう。

※上記例のケースにおけるクーリング・オフの期間

①は訪問販売のため8日以内、②は通信販売のため対象外、③はマルチ商法のため20日以内

相談窓口

- ・名寄市消費生活センター TEL (01654) 2-3575 ※月～金 9:15～16:00
→ メールでの相談も可能です。 ny-shouhi@city.nayoro.lg.jp
- ・消費者ホットライン TEL 188 ※土日祝日 10:00～16:00
→ 日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。
- ・名寄警察署 TEL (01654) 2-0110

●学内における営利を伴う販売行為

名寄市立大学学生生活規程第10条第2項において、学内における営利を伴う販売行為は原則禁止とされています。



カルト

カルトとは、宗教組織、自己啓発セミナー等の名称を使い勧誘し、若者を洗脳して、お金を集める、マインドコントロールによって意のままに操る等、反社会的な活動全般を示します。

これらの団体は、真剣に物事を考える学生の心のスキマに入り込んで行動します。学業、学生生活に差し支えるようになっていくことも少なくありません。決して誘いには乗らないように気付けましょう。

喫煙・飲酒

●喫煙

本学は敷地内全面禁煙です。多くの1、2年生は20歳未満ですので、「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」により、大学は喫煙できないような環境を整えなければいけません。また、「健康増進法」では学校など公共の場では受動喫煙を防ぐ努力が義務付けられています。

さらに、本学は保健・医療・福祉・保育の専門職を養成していますが、それらの職場は、全面禁煙の場合がほとんどです。それは、生活習慣病などの慢性疾患の要因のうち、喫煙は最大級のリスクファクターだからです。大学周囲の路上は大学の敷地ではありませんが、本学が健康を守る職種を養成しているということは、市民の方々はよく知っています。路上は敷地外とはいえ、そのことを意識して喫煙は自粛してください。

なお、健康サポートセンターでは、相談のほか市内医療機関の禁煙外来の紹介などの禁煙サポートを行っていますので、活用してください。



●飲酒

喫煙と同様に20歳未満の者の飲酒は「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」により禁止されています。特に「イッキ飲み」は急性アルコール中毒を引き起こし、毎年のように大学生の命が失われています。自分がしないことはもちろんですが、他人に強要することばかりでなく、「イッキ飲み」を傍観することも絶対にしてはいけません。

日本人の約4割はアルコールを代謝する酵素が不十分だと言われています。このような人は特に急性アルコール中毒になる可能性が高いといわれています。その酵素がどの程度あるか調べるアルコールパッチテストを新入生に実施しており、健康サポートセンターでは随時実施可能ですので、お気軽にご相談ください。

～20歳未満の者がお酒を飲んではいけない5つの理由～

- ①脳の機能を低下させるおそれがあります。
- ②肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります。
- ③性ホルモンに異常が起きる恐れがあります。
- ④アルコール依存症になりやすくなります。
- ⑤20歳未満の者の飲酒を禁じる法律があります。



交通安全

●自動車・バイク

本学では、自動車による通学は、原則として禁止しています。ただし、障がいがあったり、自動車でなければ通学が著しく困難な場合は、事務局総務係にその旨を届出して、通学及び駐車の許可を得てください。

また、学生のバイクによる通学は、自粛を基本としています。特別な事情によりバイク通学をしたい場合は、自動車と同様に手続きが必要です。

運転するときは、交通安全を自らのことと捉え、交通ルールとマナーを守ってください。また、通学以外で運転する場合も同様に安全運転を心がけてください。冬道は、降雪や吹雪による視界不良、雪山の陰からの歩行者・車の突然の飛び出し等、常に危険が伴います。用心に用心を重ね、車間距離を十分にとり、スピードの出し過ぎや急発進・急ハンドル等の無理な運転は絶対やめましょう。

●自転車

自転車は「軽車両」に該当しますので、自転車の通行方法は、道路交通法で規定されています。自転車に乗るときは、ルールとマナーを守ってください。事故防止のため、冬道での自転車走行はやめてください。また、学内で自転車を停めるときには、学内に入りする自動車の交通の妨げにならないように、必ず指定された駐輪場の中に停めてください。

●交通事故

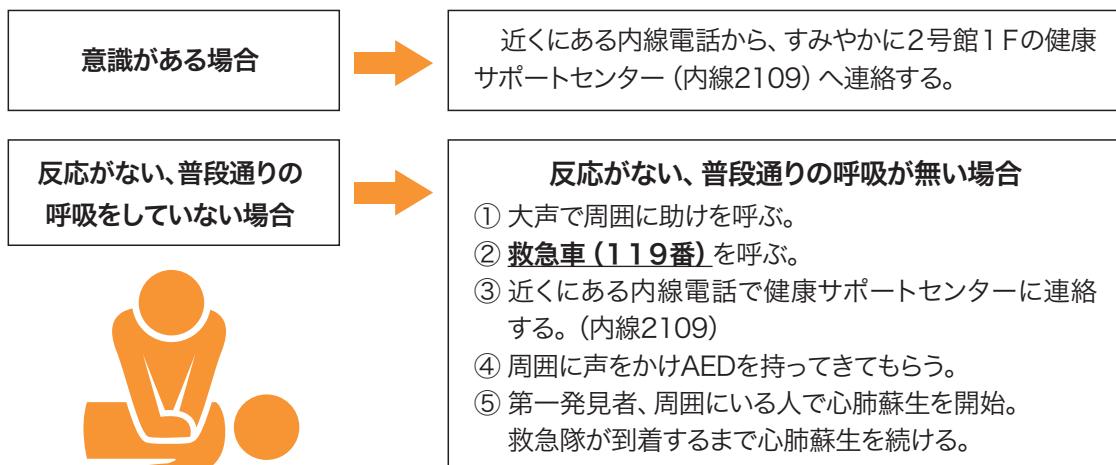
万が一、通学中や日常生活において交通事故に遭った場合は、以下の点に留意のうえ対処してください。また、警察署への届出をして事故証明書の取得をしてください。

- [交通事故発生時の心得]
 - ①相手（氏名・住所・電話番号・車のナンバー）を確認しメモしておくこと。
 - ②軽いケガでも医師の診断を受ける。
 - ③負傷者がいる場合、安全確保をすみやかに行い、119番通報（救急車）すること。
 - ④必ず、110番通報または名寄警察署（01654-2-0110）へ連絡し、名寄市立大学（01654-2-4194）にも連絡すること。
 - ⑤その場での示談交渉はしないこと。



救急・災害・火災の対応

◆ 急病人・ケガ人を発見したら



【学内のAEDと担架の設置場所】

1号館 玄関ホール ／ 2号館 正面玄関

3号館 - 南 玄関ホール

図書館1F コミュニティケア教育研究センター横

5号館1F エレベーター横

◆ 災害が発生したら

安否確認のため、大学から連絡をする場合がありますので、応答するようお願いします。

地震が起きた時の対処法

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| ① 身の安全を守る！ | 倒れやすいものから離れ、落下物に注意する。むやみに動かない。 |
| ② 火災の発生を防止する！ | 火気を使用中の場合は、すばやく火を消す。 |
| ③ 出口を確保する！ | 余震に備え、ドア・窓等を開けて出口を確保する。 |

◆ 火災を発見したら

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 早く知らせる！ | 非常ベルを鳴らす、大声を出すなど、火災が発生した旨をまわりに知らせる。 |
| ② 119番通報する！ | 直ちに消防署へ通報する。 |
| ③ 早く消す！ | 身体の安全確保が可能なときは、近くにいる人たちと協力して消火を行う。 |
| ④ 早く逃げる！ | 無理せず早めに非難する。 |

SNSの利用

●発信する情報（ツイート、投稿）には責任を持ちましょう

TwitterやInstagramをはじめとするSNSは、その手軽さゆえに、モラルを欠いた情報が発信されやすくなっています。また、何を話しても問題ないと勘違いしてしまう人も少なからず見受けられます。発信する情報には責任が伴います。個人情報の発信など、他人の権利を侵害する行為は決して許されません。

●プライバシーに関わる投稿はしない

インターネット上でやり取りをする以上、完全な非公開は存在しません。このことは最も知っておかなければいけない事です。したがって、ネット上に書き込む内容に十分注意しなければ、さまざまな意味で加害者になる恐れがあります。本学に所属する学生や卒業生、教員、それ以外の友人の機密情報やプライバシーに関わる情報を書き込まないことが重要です。書き込む場合、常にその情報の機密性と自身の責任を考えてください。

●情報は拡散します！

一度掲載すれば、ネット上に情報が載ると自分の想像の付かないところに拡がる恐れがあります。そうなると情報は完全に消えることなく、自分の将来(就職等)に影響しかねません。十分注意しましょう。

学生の個人情報の取り扱いについて

学生（卒業生含む）の個人情報とは、特定の個人が識別され、または他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別可能なものをいい、本学では学生支援、大学運営のために必要と認められる個人情報に限り、次の利用目的のために収集します。

その際、本学は「名寄市立大学の個人情報保護に関する基本方針」に基づき、学生の個人情報を安全かつ適正に管理・運用します。また、必要に応じて収集した個人情報に基づき、学生、保証人への連絡・通知などを行います。

1. 学籍管理、学籍異動管理、健康管理、奨学金管理
2. 履修記録、成績管理、授業運営
3. 卒業後の進路に関する情報管理
4. 学生証、各種証明書の発行
5. 学費情報管理、口座情報管理
6. 学生生活・課外活動支援
7. 就職関係情報の作成、管理
8. 学内施設・設備の利用管理
9. 図書館利用情報管理
10. 成績通知書の保証人への送付
11. 保証人との成績、履修相談
12. 大学の広報誌、催し物案内
13. 卒業後の各種証明書の発行
14. 学内諸手続き、学内の各種Webサービス等における本人確認を目的としたデータの利用

個人情報の開示・訂正について

個人情報の内容について、学生本人から開示・訂正などの求めがあった場合は、名寄市個人情報保護条例に基づき、適切に対応します。

アルバイト

アルバイトは学業や学生生活に必要な経済的側面を充足する手段であるとともに地域社会とかかわる貴重な機会となります。

しかし、学業や健康への影響、トラブルの可能性は否定できないことから、本学では、アルバイトによる修学、健康への支障やトラブルを未然に防止するため「学生のアルバイトに関する取扱い要項」を定めています。

●アルバイトの情報を得る手段

1号館2階コンピュータ室前に『アルバイト掲示板』を設置しています。
本学の基準を満たす求人について掲示を行っています



●職種制限について

次の職種について、原則として学生の従事は推奨していません。

1. 教育的に好ましくないもの	①22時以降の深夜業務 ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において風俗営業に該当する業務（パブ、スナック、パチンコ、麻雀等） ③公営競技に関する業務（競馬、競艇、競輪、オートレース等） ④街頭でのチラシ配り、ポスター貼り、調査、勧誘等の業務 ⑤訪問による販売、勧誘、集金等の業務 ⑥選挙の応援に関する一切の業務 ⑦住民票の転記等の個人のプライバシーに関する業務 ⑧人命に関わることが予測される業務（水泳プール監視員、ベビーシッター等）
2. 人体に有害なもの、危険を伴うもの	①粉塵、有毒ガス、騒音等により健康管理上有害な環境下での業務 ②特に高温度もしくは低温度での業務 ③有害な薬物を取り扱う業務 ④自動車、単車の運転業務 ⑤線路内、交通頻繁な路上での業務 ⑥建築現場や高所での業務 ⑦警備保障に関する業務
3. 法令に違反する業務	①マルチ商法、無限連鎖講（ネズミ講商法など）に関する業務

●問題が生じたら

アルバイトのトラブルが報告されています（ブラックバイト25P）。困ったらすみやかに事務局学生課まで相談してください。

学生自治会

本学には、名寄市立大学保健福祉学部に在学する全学生が会員となり、学生生活に関する諸問題の解決、会員相互の親睦・協力、学生市民間の親睦並びに、学生の学ぶ権利を守る事を目的として活動している「名寄市立大学学生自治会」があります。自治会運営は、学生自治会費並びに後援会からの助成金その他収入により維持されています。学生自治会の年会費は2千円です。

各 機 関	①学生大会 ②代議員会 ③執行委員会 ④選挙管理委員会・会計監査委員会 ⑤サークル連絡協議会 ⑥特別委員会
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会(4月) …… 自治会、学科、名寄のイベント、サークル等の紹介 ・学生大会(5月) …… 学生大会は学生によってつくりあげられる 最高決議機関 ・球技大会(年2回) …… 主にクラス内で選出された体育委員が中心になり 企画運営を行う ・大学祭(7月) …… 大学祭実行委員を中心に企画運営を行う ・学生アンケート …… 毎年実施(意見・要望等)

サークル

サークル活動は学生の自主活動であり、学生自治会の活動の一環として行われます。学生生活をより充実したものにするためにも、サークルを経験することは大切なことです。

●サークルについて知りたいとき

学生自治会が毎年開催している「新入生歓迎会」で各サークルの紹介があります。また、学内のサークル掲示板へのポスター等の掲示のほか、大学ホームページにも各サークルの情報が掲載されています。

●サークルを設立する場合

事務局に「団体設立許可届」を提出してください。1年目は「同好会」として活動し、2年目に学生大会の承認を得て「サークル」に昇格します。活動の際は顧問となる教職員が必要です。

●サークルで遠征するとき

サークル活動の一環として「遠征」等をする場合は、事務局に相談してください。車両の手配、宿泊費の一部補助を受けられる場合があります。

名寄市立大学学則

平成18年3月27日
規則第100号

第1章 総則

(目的)

第1条 名寄市立大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、一般教養を深め、栄養学、看護学、社会福祉学及び社会保育学に関する高度の知識・技術を教授・研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、もって地域社会の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育・研究・運営等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 組織

(学部・学科・定員等)

第3条 本学において設置する学部、学科及びその入学定員等は、次のとおりとする。

学部	学科＼定員	入学定員	学級数	3年次編入学定員	収容定員
保健福祉学部	栄養学科	40人	1	3人	166人
	看護学科	50人	1	5人	210人
	社会福祉学科	50人	1	7人	214人
	社会保育学科	50人	1	3人	206人
	計	190人	4	18人	796人

(事務局)

第4条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

(学生部)

第5条 本学に学生部を置く。

2 学生部に関する事項は、別に定める。

(教務部)

第6条 本学に教務部を置く。

2 教務部に関する事項は、別に定める。

(図書館)

第7条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(コミュニティケア教育研究センター)

第8条 本学にコミュニティケア教育研究センター(以下、「教育研究センター」という。)を置く。

2 教育研究センターに関する事項は、別に定める。

第3章 職員組織

(職員組織)

第9条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

2 前項に掲げる職員のほか、副学長を置くことができる。

(学部長)

第10条 学部に学部長を置き、学部の教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する事項を掌理する。

(学科長及び教養教育部長)

第11条 学部の各学科に学科長を、教養教育部に部長を置き、当該学科及び教養教育部の教授をもつて充てる。

2 学科長及び教養教育部長は、当該学科及び教養教育部に関する事項を掌理する。

(学生部長)

第12条 学生部に学生部長を置き、本学の教授をもつて充てる。

2 学生部長は、学生の厚生補導に関する事項を掌理する。

(教務部長)

第13条 教務部に教務部長を置き、本学の教授をもつて充てる。

2 教務部長は、教務に関する事項を掌理する。

(図書館長)

第14条 図書館に図書館長を置き、本学の教授をもつて充てる。

2 図書館長は、図書館に関する事項を掌理する。

(コミュニティケア教育研究センター長)

第15条 教育研究センターにコミュニティケア教育研究センター長(以下「センター長」という。)を置き、本学の教授をもつて充てる。

2 センター長は、教育研究センターに関する事項を掌理する。

(名誉教授)

第16条 本学に専任の教員として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項に規定する称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会、学内委員会

第17条 削除

(教授会)

第18条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

(学内委員会)

第19条 本学に入学試験に関する委員会その他必要に応じ委員会を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第21条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日 から 9月30日まで

後期 10月1日 から 3月31日まで

(休業日)

第22条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

- 2 前項第4号から第6号までの期間については、別に定める。
- 3 学長が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第23条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第24条 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生の在学年数については、その者のが在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

第7章 入学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号から第5号までのいずれかに該当する者又は編入学、転入学及び再入学する者については、学期の始めとすることができます。

(入学の資格)

第26条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同様の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第27条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第28条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第29条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める書類及び所定の入学料を期日までに納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に入学を許可する。

- 3 その他入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第30条 学長は、編入学の志願者があるときは、選考の上、3年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第31条 学長は、他の大学に在籍している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、受入れ可能な条件がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第32条 学長は、本学を卒業し、又は退学した者で本学に再入学を志願する者があるときは、受入れ可能な条件がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第33条 3条の規定に基づき入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第8章 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第34条 授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教員免許取得に係る科目を置く。教員免許取得に係る科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第35条 授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目の単位の計算方法については、これらに必要な学修等を考慮して定める。
- 3 各授業科目の授業の方法及び時間数については、別に定める。

(単位の認定)

第36条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を認定する。ただし、前条第2項の授業科目については、必要な学修の成果を評価して所定の単位を認定する。

(成績の評価)

第37条 前条の試験等の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、特別の必要があるときは、その他の評語をもって成績を表すことができる。

(成績評価値)

第37条の2 前条の成績の評価を数値化し、成績評価値として学生ごとに算出することができる。

- 2 前項の成績評価値は、成績の通知に係る文書に記載し、又は証明に係る文書で証明することができる。
- 3 成績評価値の算出方法、算出期間のほか、その他成績評価値に関する事項は、別に定める。

(他大学における授業科目の履修等)

第38条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修し修得した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 社会保育学科において第1項の規定により他の指定保育士養成施設たる大学において履修した別表第5に係る授業科目の単位(教養教育科目を含む。)を履修させる場合(履修時に保育士資格を既に有する学生に係る履修を除く。)は、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、30単位を超えて別表第5外の科目に係る単位を認定することを妨げない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第39条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項の規定に基づき認定することができる単位数は、前条第2項の規定に基づき本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

3 社会保育学科において第1項の規定により他の指定保育士養成施設において履修した別表第5に係る授業科目の単位(教養教育科目を含む。)を履修させる場合(履修時に保育士資格を既に有する学生に係る履修を除く。)は、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす

すことができる。ただし、30単位を超えて別表第5外の科目に係る単位を認定することを妨げない。
(入学前の既修得単位の認定)

第40条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生の制度により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転入学の場合は、栄養学科にあっては66単位、看護学科にあっては88単位、社会福祉学科にあっては62単位を超えないものとし、編入学、転学等の場合を除いては、第38条第2項及び前条第2項の規定により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 社会保育学科において第1項の規定により他の指定保育士養成施設において履修した別表第5に係る授業科目の単位（教養科目を含む。）を修得したものとみなす場合（入学時に保育士資格を既に有する学生に係る履修を除く。）は、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、30単位を超えて別表第5外の科目に係る単位を認定することを妨げない。

第9章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休 学)

第41条 疾病その他の事由により引き続き2箇月以上修学することができない学生は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため、修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第42条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は第24条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第43条 第41条の規定に基づき休学した学生は、休学の期間が満了したとき、又は休学期間に中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学)

第44条 他の大学等に入学又は転入学を志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

第45条 削除

(留 学)

第46条 外国の大学等で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、留学の態様によって第49条に定める在学期間に含めることができる。

3 外国の大学等に留学する場合の授業科目の履修の取扱いについては、第38条の規定を準用する。

(退 学)

第47条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第48条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- (1) 第24条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第42条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 事由なく授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第10章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第49条 本学に4年(第30条から第32条までの規定に基づき入学した学生については、第33条により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表第1に定める授業科目を履修し単位を修得した学生については、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した学生に対して卒業証書を授与する。

(学位)

第50条 卒業した者には、次表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、同表右欄に掲げる学位を授与する。

学部	学位
栄養学科	学士(栄養学)
看護学科	学士(看護学)
社会福祉学科	学士(社会福祉学)
社会保育学科	学士(保育学)

2 前項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(資格)

第51条 法令等に定める所定の授業科目を履修し単位を修得した者は、次表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、同表右欄に掲げる資格等を取得することができる。

学部	学科	資格
保健福祉学部	栄養学科	栄養士免許 管理栄養士国家試験受験資格 食品衛生管理者任用資格 食品衛生監視員任用資格
	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格
	社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格 精神保健福祉士国家試験受験資格
	社会保育学科	保育士資格

2 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する所定の授業科目を履修し単位を修得した者は、次表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、同表右欄に掲げる免許状を取得することができる。

学科	資格
栄養学科	栄養教諭一種免許状
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(福祉) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)
社会保育学科	幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

第11章 賞罰

(表彰)

第52条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、表彰することができる。

(懲戒)

第53条 学長は、学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分に背く行為があった学生を教授会の議を経て懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

- 3 退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生

(科目等履修生)

第54条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の授業科目を履修した科目等履修生には、単位を認定することができる。

(聴講生)

第55条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第56条 学長は、他の大学等の学生で本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項の授業科目を履修した特別聴講学生には、単位を認定することができる。

(研究生)

第57条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第58条 学長は、地方公共団体、学校等から特定の事項についての研修希望者を修学させたいとの願い出があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研修員として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第59条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等に関する規定)

第60条 この章に定めるもののほか、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章の2 受託研究員

(受託研究員)

第61条 学長は、特定の専門事項について研究を行うために本学に研究者を派遣しようとする者から派遣の願い出があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、受託研究員として受け入れを許可することができる。

2 受託研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第12章の3 共同研究等

(共同研究及び受託研究)

第62条 学術研究を通して民間企業等との交流又は連携を図り、社会に対して貢献するため、本学において共同研究及び受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 授業料等

(授業料等)

第63条 本学の授業料、聴講料、入学検定料、入学科、公開講座講習料、研究料、施設整備費、教育研究振興費及び実験実習活動費の額、納付方法等は、名寄市立大学の授業料等徴収条例（平成18年名寄市条例第84号）及び名寄市立大学の授業料等徴収条例施行規則（平成28年名寄市規則第14号）の定めるところによる。

第14章 公開講座

（公開講座）

第64条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 前項で定める公開講座のうち、教員その他特定の職業に従事している者等の再教育又は資格取得を目的とする講座においては、その受講者に所定の単位を認定することができる。

3 第1項の規定に基づき開設する公開講座の受講生に対し、当該講座における単位認定の有無、目的、取得可能資格等を勘案し、前条に定める公開講座講習料（以下「講習料」という。）を徴収することができる。

4 前項に定める講習料の徴収を行う場合、学長は教授会に対し講習料の額、必要な事項等を報告する。

第15章 厚生施設

（学生寮）

第65条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は別に定める。

第16章 補則

（実施規定）

第66条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

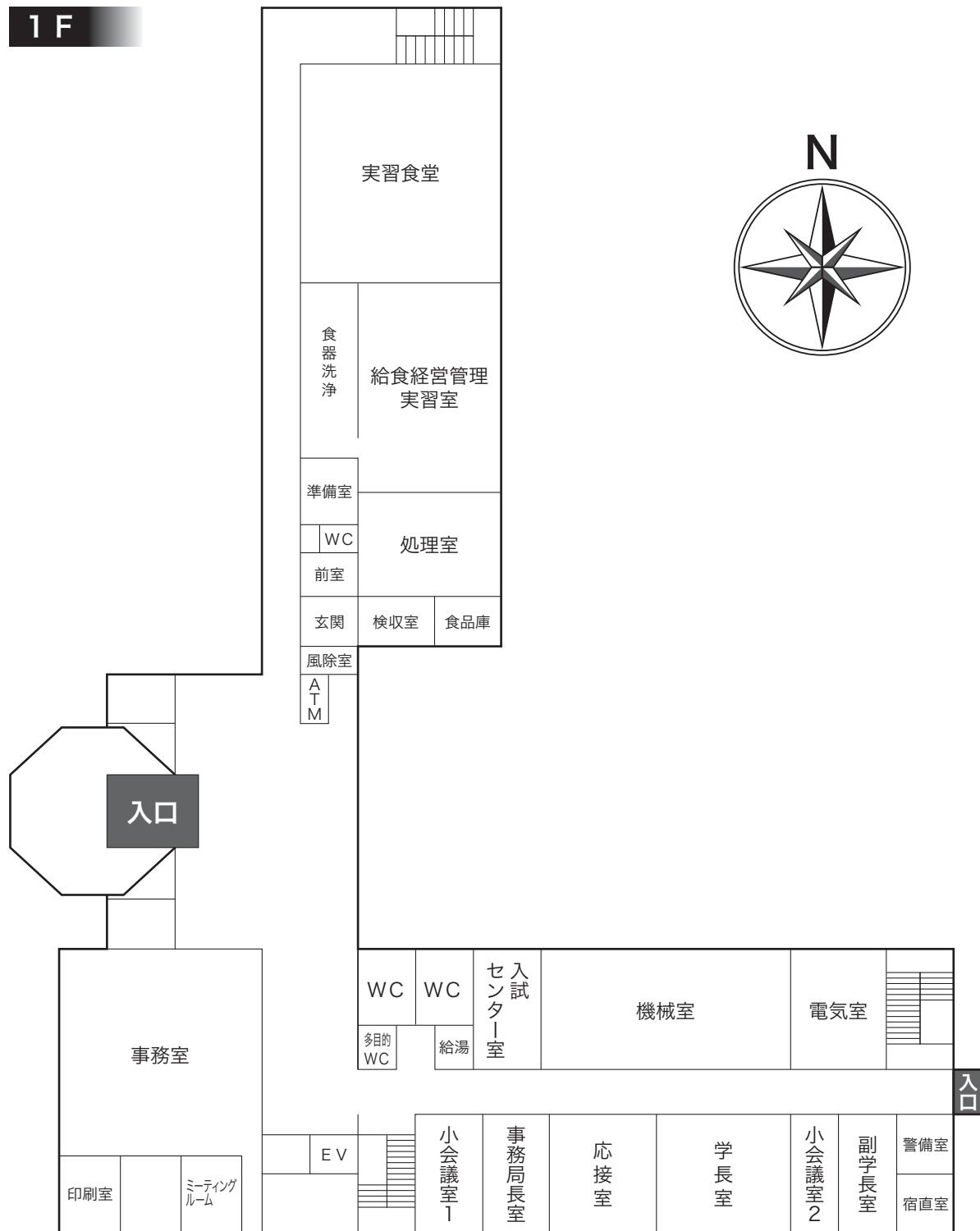
附 則

（施行期日）

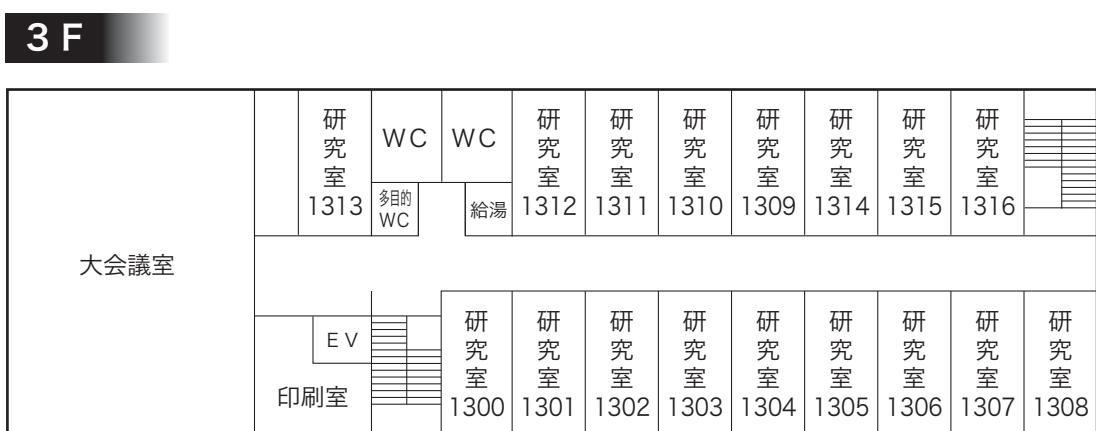
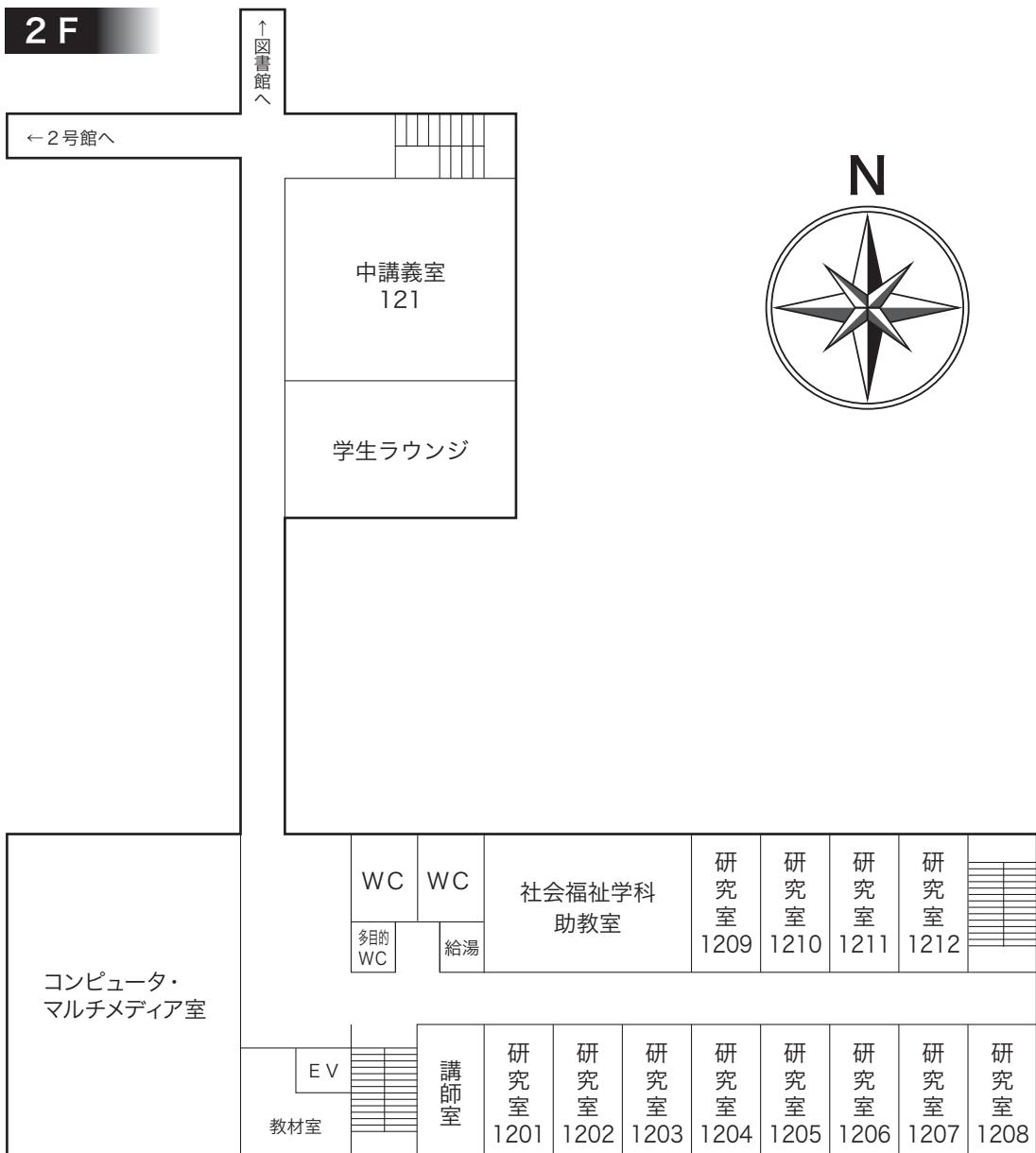
1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（略）

1号館平面図

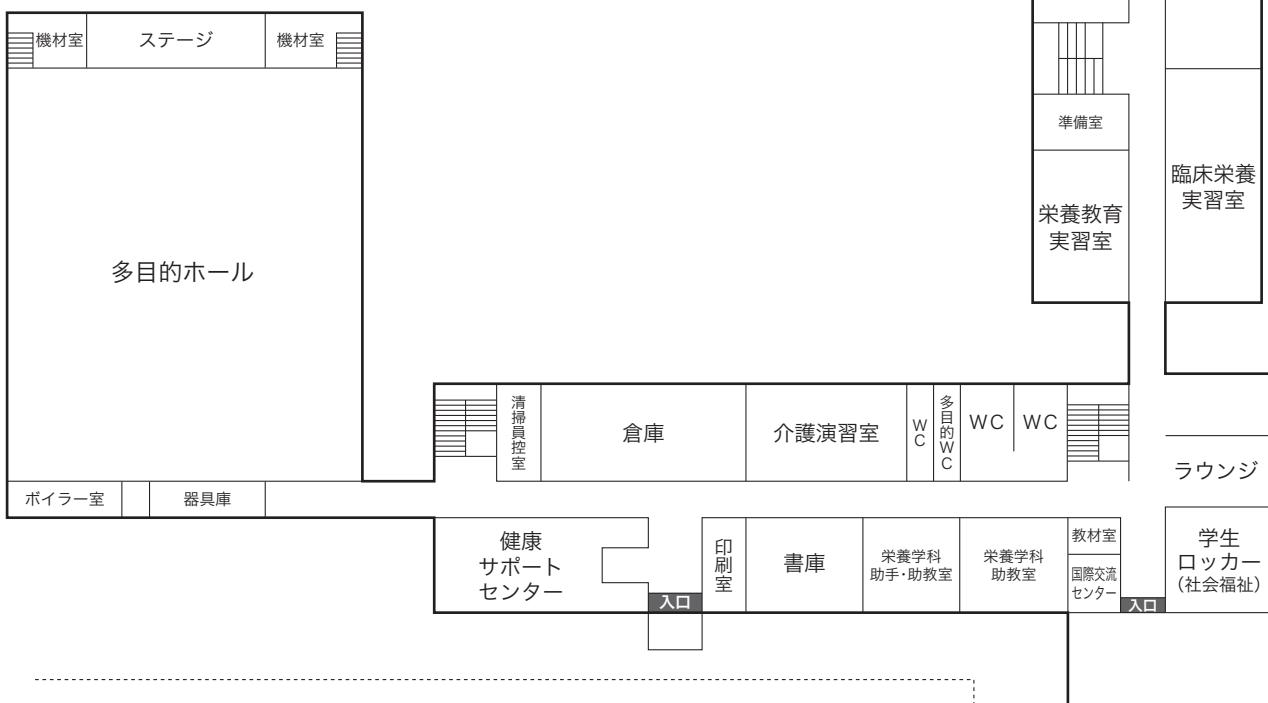


1号館平面図

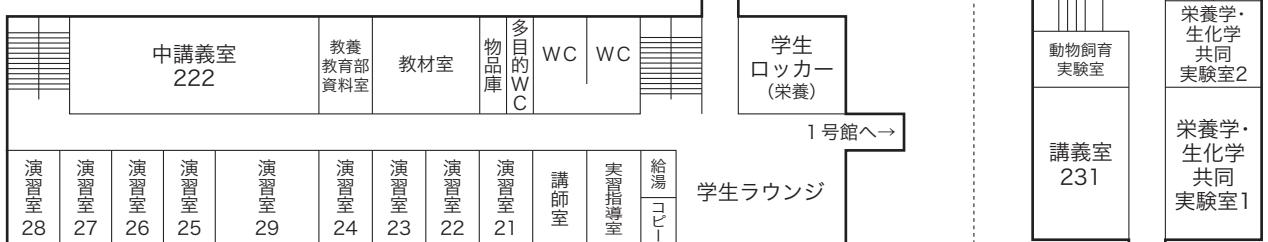


2号館平面図

1F

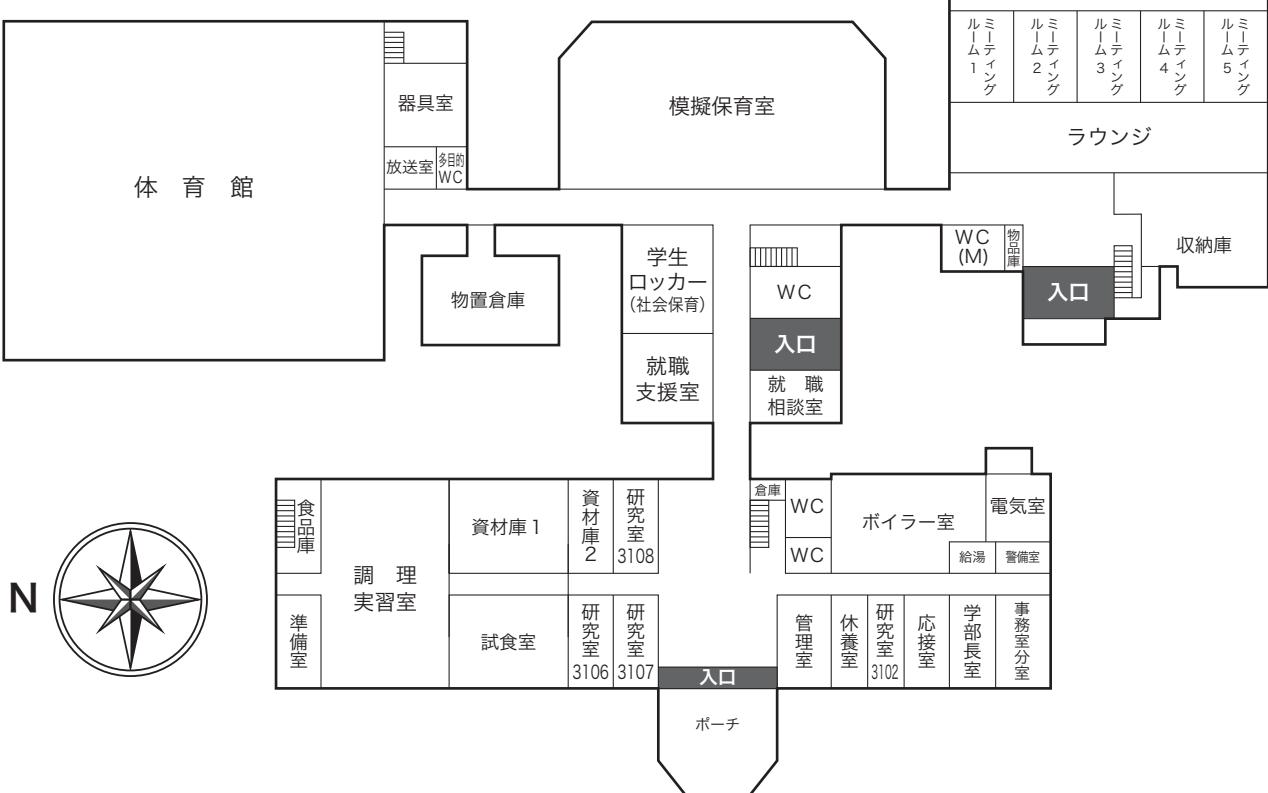


2F

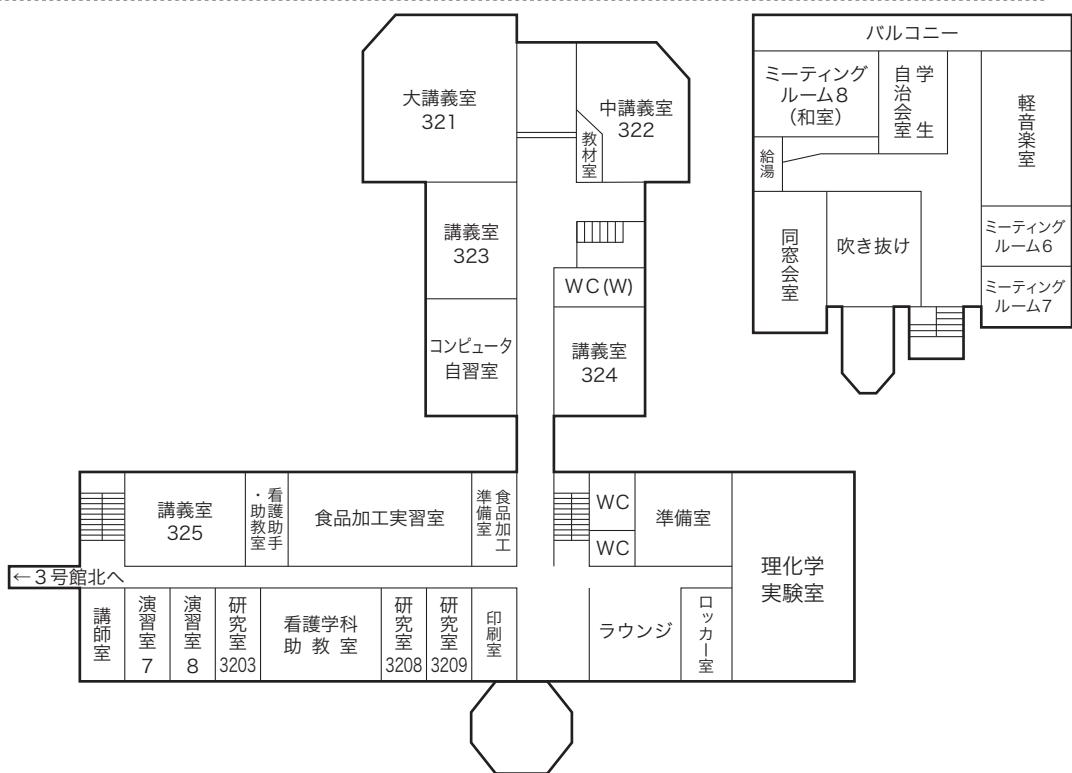


1F

3号館-南平面図



2F



3F

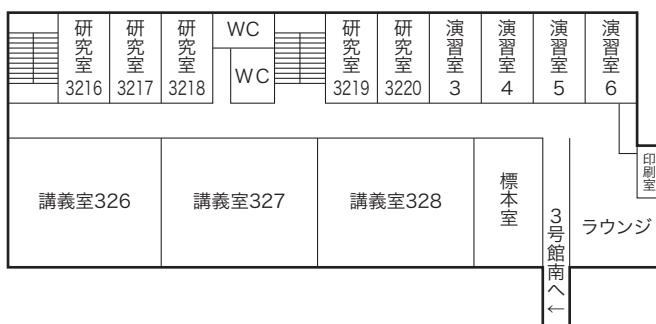


3号館-北平面図

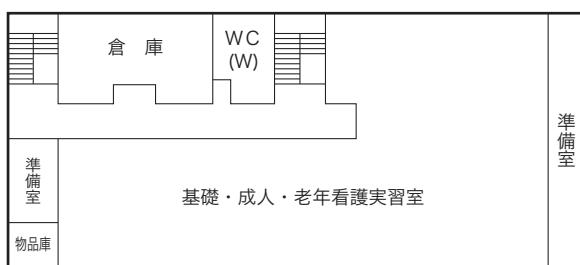
1F



2F

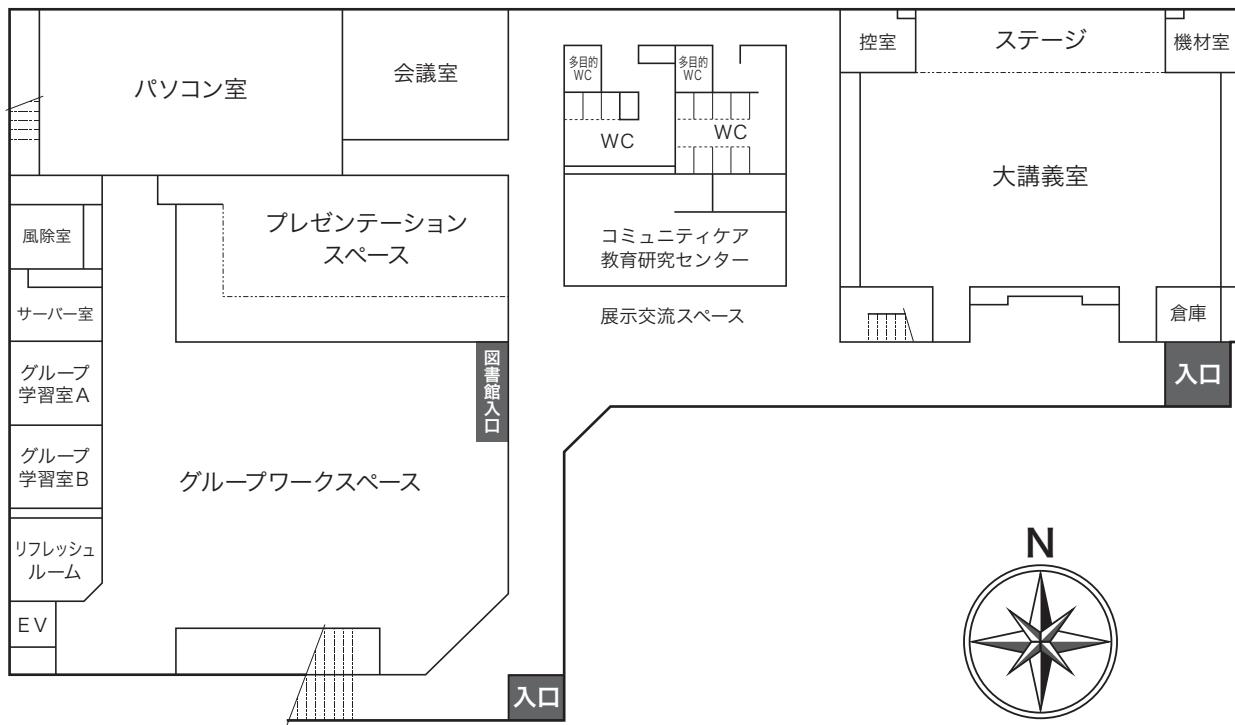


3F

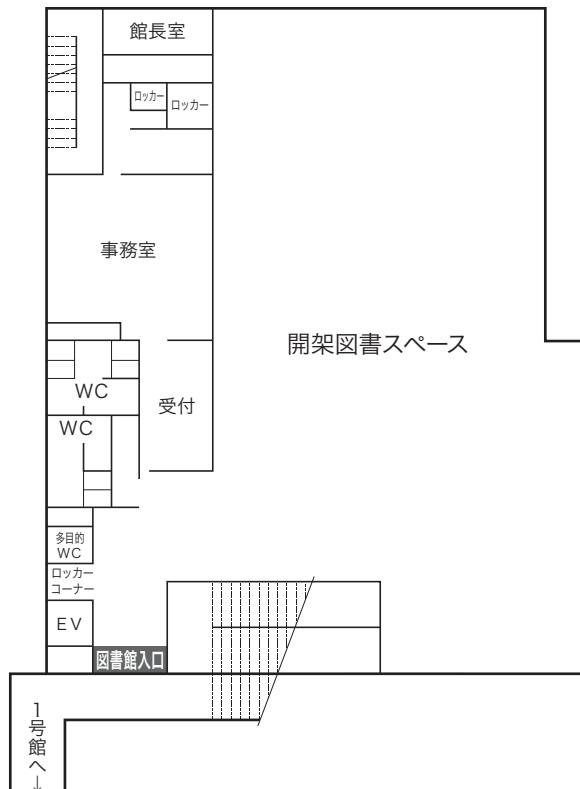


図書館棟平面図

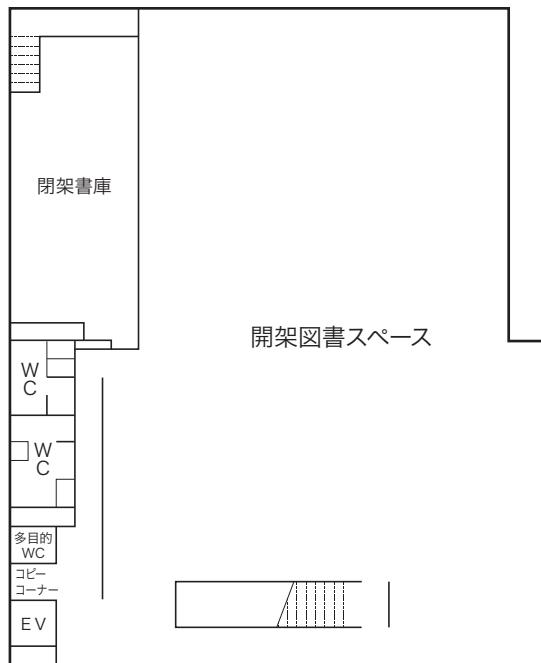
1F



2F



3F

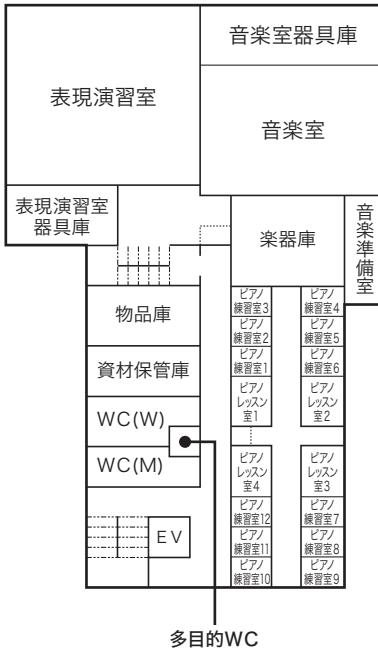


5号館平面図

1F



2F



3F

